

律令国家と出羽国 ― 地域的特質についての基礎的考察 ―

Basic study on the character of Dewa province under the *Ritsuryo* state

十川 陽 一

SOGAWA, Yoichi

【キーワード】 出羽国、律令国家、律令官人制、交易

Key words: Dewa province, *Ritsuryo* state, *Ritsuryo* bureaucracy, Trading activities

はじめに

出羽国は、和銅元年（七〇八）九月丙戌に、越後国に設置された出羽郡を母体とし、同五年九月己丑の太政官奏により出羽国として建国された。さらに、同年十月丁酉朔条および霊龜二年（七一六）九月乙未条に、陸奥国より最上郡・置賜郡を移管したとあり（いずれも『続日本紀』）、現在の山形県域に相当する領域を中心とする出羽国が成立した。

この出羽国は、一般的には陸奥国とともに東北や奥羽、辺境・辺要といった枠組の中で議論されることが多い。たとえば近年では、永田英明氏が詳細に論じられたように、按察使による陸奥との広域行政によって、基本的には陸奥との一体的運営を強化する政策がとられている^①。また三上喜孝氏は、紅葉山文庫本『令義解』裏書の関市令6弓箭条古記逸文に「東辺北辺、謂陸奥出羽等国也。」とある

ことや、十世紀の出羽国においても「狄」の語が用いられていることなどから、出羽が一貫して辺境であったとされている^②。

このように陸奥・出羽はともに辺境を構成する国である一方、両国の間には様々な差異も存在する。たとえば熊谷公男氏が述べられるように、養老末年〜神龜初年にかけての辺境政策再編により、陸奥では特に軍事強化が進められ、近夷郡を微細に設定してゆくなど、出羽との政策上の差異が認められる^③。また出羽国においては、日本海側に設置された出羽柵周辺の一点集中的に支配を充実させてゆくという方策を取ったため、広域にわたって領域的支配を進める陸奥に比して現地の抵抗感が低かったとの指摘もある^④。さらに出羽国における軍団数は、一団のみという極めて軽微な軍制であったことも明らかにされている^⑤。このように出羽国は、陸奥国に比して反乱も少なく、緊迫した情勢にないことから、国家的支配としては一応の成功と評価される。

このような点からすれば、陸奥国と異なる出羽国の事情も踏まえて出羽国を評価する必要があるものと考ええる。そこで本稿では、出羽国の地域的特質について基礎的な考察を加え、律令国家における出羽国の位置づけを検討したい。

一、律令条文中的出羽国

本章では、律令条文における出羽国の位置づけについて検討する。律令条文において、出羽の記載があるのは以下の三条であるが、まずはこれらの国名記載順からみてゆきたい。

・衛禁律24越垣及城条

凡越_二兵庫垣、及筑紫城_一、徒一年（陸奥・越後・出羽等柵亦同）。

（後略）

・賊盜律27盜節刀条

凡盜_二節刀者、徒三年。（疏議略）宮殿門・庫藏及倉廩・筑紫城等

鑰、徒一年（国郡倉庫、陸奥・越後・出羽等柵及三関門鑰亦同）。

（後略）

・職員令70大国条（守の職掌に関する本註）

（前略）其陸奥・出羽・越後等国、兼知_二饗給・征討・斥候_一。

（後略）

この三条における出羽国は、衛禁律・賊盜律では越後の次に配置されていることから北陸道に、職員令では陸奥の次に配置されていることから東山道に、それぞれ属するものとみられる。出羽国は成立当初は北陸道に属し、後に東山道に移管されたと考えられるが⁶⁾、

永田英明氏は、こうした二通りの国名順の存在は、律と令の編纂の時期差による相違を統一しなかつた結果であると評価される⁷⁾。

ただし注意しておきたいのは、衛禁律・賊盜律の規定は「出羽柵」、職員令では「出羽国」であり、法文上は軍事的な順序と行政的な順序の二重の国名順が存在しているかのようにも見える点である。

そこで出羽国が北陸道に属していた時期の史料を見ると、『続日本紀』和銅二年（七〇九）七月丁卯条に、

令_三越前・越中・越後・佐渡四国船一百艘送_三于征狄所_一。

とあって、北陸道諸国からの征狄所（出羽柵付近か）への船の配備が行われており、北陸道から日本海側の征討を行う拠点として出羽国が存在していたことが窺える。ただし『続日本紀』中の出羽への柵戸移配記事を見ると、和銅七年（七一四）十月丙辰条に、尾張・上野・信濃・越後等の二〇〇戸を出羽柵へ、靈龜二年（七一一）九月乙未条に、信濃・上野・越前・越後四国の百姓各一〇〇戸を出羽国へ（養老元年二月丁酉条に重出）、養老三年（七一九）七月丙申条に、東海・東山・北陸三道の二〇〇戸を出羽柵へ、それぞれ移管したことがみえる。このように北陸道所屬期の出羽国において、北陸道のみならず、東海・東山道と北陸道の二方面から移配が行われたことが確認できる⁸⁾。

さて、こうした二つのルートは、出羽国が東山道へ移管された後にも並存している。『続日本紀』宝龜八年（七七七）五月乙亥条には、

仰_三相模・武藏・下総・下野・越後国_一、送_三甲二百領于出羽国鎮_一。

とあって、東山道・東海道のみならず越後からも、出羽国鎮（出羽柵・雄勝柵などか）へ甲が輸送されている。

出羽国については、越後から・陸奥からの二つのルートの結節点として秋田城が存在しているとの指摘があるが^⑩、かかる性格は秋田城に限定的なものではなく、日本海側を中心とした出羽国の広範囲に敷衍できるものと考ええる。出羽国府が庄内から秋田へ移転したか否かについては議論があるが^⑪、少なくともこの間、出羽柵・国府が内陸にあつたことはない。そこで出羽・越後両国間の人・物の移動に関する例をいくつか挙げておくと、延暦十四年（七九五）十一月丙申条に、出羽に漂着し劫略された渤海使を越後へ移すとある（『類聚国史』巻一九三、渤海）。また延暦十五年十一月戊申条に、相模・武藏・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後より九〇〇〇人を伊治城へ移配したうち、越後からの移配は出羽を経由したものと想定される（『日本後紀』）。さらに延暦二十一年正月庚午条に、越後の米、佐渡の塩を雄勝城へ運んだこと（『日本紀略』）、そして時代は下るが、元慶二年（八八四）八月四日丁卯条に、越中・越後から軍糧の米を運んだこと（『日本三代実録』）、などを確認することができる。これらの人・物資の移動は、出羽国では主に日本海側の官衙が中心となつたとみられるが、ともあれ北陸道からの軍事的輸送も継続していたことが確認され、律文と実態の間に根本的な齟齬はないものと評価できる^⑫。

ちなみに、出羽国と北陸道との関係でもう一つ注意しておきたいのが、海路との関係である。『類聚三代格』巻六、公粮事、大同五年（八一〇）五月十一日官符所引、同元年十月十八日官符には、「陸奥出羽按察使起請備、計陸路程、給運粮賃。而国司等、候海晏隙、時用三船漕」と、陸奥出羽按察使管内において、国司が海路による

運送を行っていたことがみえるが、東北における海路の公的な利用は、『延喜式』では出羽についてしか確認することができない。『延喜式』主計上35出羽国条には、

出羽国（行程、上卅七日、下廿四日）海路五十二日

とあり、出羽国における公的ルートの一つとしての海路の存在が規定されているが、対する陸奥については、主計上34陸奥国条に、

陸奥国（行程、上五十日、下廿五日）

とあるのみで、海路は規定されていない。このことは、日本海の手を媒介として出羽国と北陸道諸国が公的な交通路の一つとして繋がっていた可能性も考えられる^⑬。

以上のように、出羽国へは一貫して、日本海側（北陸道経由）と陸奥国側（東山道経由）の大きく二つのルートが存在したと考えられる。すなわち律令条文における二つの順序の並存という状態は、こうした実態にある程度即したものであつたと評価できる。

ところで、出羽国の法制上の位置づけに関連して、三関・大宰管内・辺要国からの帳内資人採用を禁止した軍防令48帳内条には、

凡帳内、取六位以下子及庶人^一為之。其資人、不得取^二内八位以上子^一。唯充^三職分者聽。並不^レ得^レ取^三三関及大宰部内・陸奥・石城・石背・越中・越後国人^一。

と、出羽国は規定されていない。本条の傍線部を中心とした後半部分は大宝令には規定されておらず、順次追加されていったものと考えられる。このうち出羽国からの帳内資人の採用制限は、養老六年（七二二）閏四月乙丑条の、陸奥按察使管内からの「授刀・兵衛・衛士及位子・帳内・資人・并防閤・仕丁・采女・仕女」の放還が嚆矢

とみられる¹³⁾。そして神龜五年（七二八）三月甲子（二十八日）条には、

又勅、補^三事業・位分資人者、依^三養老三年十二月七日格^一、更無^三改張^一。（中略）其^三三関・筑紫・飛驒・陸奥・出羽^一国人、不得^三補充^一。余依^レ令。

とあるように、採用そのものも禁止されていた。

この軍防令48条と神龜五年勅に挙げられた国名を整理すると、

軍防令48 三関 大宰部内 陸奥 石城 石背 越中 越後

神龜五年勅 三関 筑紫 飛驒 陸奥

出羽

のように、異同があることが確認される。このうち飛驒については、飛驒匠貢進という特殊な負担が存在するために、軍防令の規定からは除外されていたのであろう。また石城・石背は養老二年に陸奥から分置されたものの、同五年ごろには陸奥に併合された可能性が高く¹⁴⁾、神龜五年勅時点では存在しなかったために同勅に記載がないものとみられる。そこで、出羽国の扱いについて考えてみると、『延喜式』式部上110不得補条に、

凡飛驒・陸奥・出羽及大宰府所管諸国人、皆不得^レ補^レ帳内、職分・位分資人^一。亦陸奥人不^レ聽^レ補^レ雜色^一。

と、陸奥・出羽などとともに『延喜式』に規定されていることから、式として規定された可能性が高い。『弘仁格抄』では、神龜五年勅と同日（三月二十八日）の格は、内外五位に関する格のみであり、格として規定されなかったとみられる一方、さきの式部上110の根拠となりうる法令は、神龜五年勅の他には確認できないことから、弘仁格式では神龜五年勅を根拠として式に規定されていた可能性が

高い。石城・石背の統廃合などといった複雑な経過も含めて、式文で整理した規定を出したものとみられるが、一方で、神龜五年に制されたはずの出羽国からの帳内・資人の採用禁止が養老令文に規定されていないことは、法制上の出羽国の扱いが比較的軽かったことを思わせる。そこで次章以下、出羽国の実態と律令国家の関係について検討したい。

二、出羽国の蝦夷・俘囚と律令国家

本章では、蝦夷・俘囚と律令国家の関係に注目して、出羽国の位置づけについて考えてゆきたい。

出羽地域の蝦夷に関しては『日本書紀』持統三年（六八九）正月丙申条に「務大肆陸奥国優嶮曇郡城養蝦夷脂利古」という名が見え、後には置賜郡として出羽国に編入される陸奥国優嶮曇郡に、務大肆（従七位下相当）の冠位を持ち、城柵の支配を受ける蝦夷の存在が知られる。置賜郡では、梨郷古墳群・二色根2号墳・中島平古墳・神楽山古墳（南陽市）、牛森古墳（米沢市）などから腰帯具の出土が確認されることもあり、早い段階から蝦夷の国家的な編成が進展したことが指摘されている¹⁵⁾。

そのような中、奈良時代の出羽国のあり方を考える上で注目されるのは、宝龜年間の蝦夷の朝貢に関する記事である。

『統日本紀』には、宝龜三年（七七二）正月丁酉条に「陸奥・出羽蝦夷歸^レ郷。賜^三爵及物^一有^レ差^一」、同四年正月庚辰条に「陸奥・出羽蝦夷俘囚歸^レ郷。叙^レ位、賜^レ禄有^レ差^一。」と、元日朝賀に参列した陸

奥・出羽の蝦夷に対する叙位・賜物が二年連続で記載された後、同五年正月庚申条には、「詔、停_レ蝦夷俘囚入朝。」と、入朝が停止されたことがみえている。この入朝停止については、同年七月に陸奥国で反乱が起こっていることから、不穏な情勢を見越した上で入朝停止の措置が取られたとの指摘があり¹⁶⁾、当を得たものと考えられる。

ただし先行諸研究では留意されていないが、入朝停止の措置が取られる四日前の宝亀五年正月丙辰条に、

宴_三五位已上於楊梅宮_一。饗_三出羽蝦夷俘囚於朝堂_一。叙_レ位、賜_レ祿有_レ差。

とあつて、出羽の蝦夷・俘囚のみを朝堂で饗宴している点は注意を要する。この時の饗宴については、『年中行事抄』正月、十六日節会事¹⁷⁾に、

宝亀五年正月十六日、天皇御_三楊梅院安殿_一豊樂。五位已上參入。静_レ訖賜_三指衣并饗_一。喚_三蝦夷于御所_一、賜_レ位并祿_一。即於_三閣門外_一幄_一、賜_三饗及樂_一。訖而女孺_三世人分頭奏_三踏歌_一。五位已上奏_三踏歌_一。

とあるように、踏歌節に伴つての賜宴であつたことが知られる。奈良時代では『続日本紀』の記事などから、蝦夷は朝賀の後、特に踏歌節へ参列して帰郷したとみられており¹⁸⁾、日程的には通常の対応といえる。しかしそうした中でも、宝亀五年のように饗宴も行われたことがみえる事例は少ない。管見の限り踏歌節の日に蝦夷・俘囚に対しても饗宴を実施したことが確認できる例としては、宝亀五年以外では①和銅三年（七一〇）正月丁卯条と、②神護景雲三年（七六九）正月丙戌条のみである。これらの前後の東北地方における情

勢をみると、①では、前年三月から征夷が行われ、本年四月には陸奥の蝦夷らが編戸と君姓の賜姓を願ひ出たことがみえる。②では、同年二月に桃生・伊治の二城へ、六月に伊治村へ大規模な移住させたことが見えている。この時の移住に関しては、正月に陸奥から上奏された近国の多丁戸移配と鎮兵廃止を太政官が覆して、移住・開拓希望者の移住を実施しているように、国家の積極的な施策があつたことを指摘できよう。このように、律令国家として何らかの必要が見越される場合に、特に饗応を実施した可能性が高い。

宝亀七年二月甲子に陸奥国内の山道・海道蝦夷征討が行われた際には、出羽国からも軍士四〇〇〇人の発兵が行われているように、出羽国は陸奥国が不安定な情勢に陥つた際に対応する拠点の一つであつたとみられる。すなわち宝亀五年に出羽の蝦夷のみを入朝させ、さらに饗宴が行われていることは、陸奥国の不安定な情勢に備えるため、出羽地域の首長との君臣関係の確認が図られたものとみておきたい。このことは、出羽国が陸奥国に比して安定的な状況下で支配が推移していった様子を窺わせる。

ただし、宝亀年間には出羽国内での反乱も存在している。宝亀七年五月戊子条には、「出羽国志波村賊叛逆、与_レ国相戦。官軍不利。」とあり、宝亀八年十二月癸卯条には「出羽国蝦夷賊叛逆。官軍不利。損_三失器仗_一。」とみえている。このうち宝亀七年の「志波村」は志波城付近とも考えられるように、後に陸奥国となる領域も出羽国に含まれていた可能性が考えられる。陸奥・出羽の蝦夷には令制国の境界を越えた連携も想定されているように¹⁹⁾、両国の境界は曖昧な側面もあつた。陸奥国にも共通する現象ではあるが、出羽国もまた、

広大な領域と曖昧な境界を有し、律令国家へ朝貢し服属する地域となお反乱が続く地域の双方を内包する地域であった。「はじめに」で触れた、越後・陸奥の両国から分割された地域を統合したという経緯や、前章で述べた出羽国をめぐる交通と法制の状況などと相俟って、出羽国を構成する地域の多様性・多面性が想定される。

そこで、こうした出羽国の広域性・多様性を考えるため、以下章を改めて、南出羽（本稿では特に山形県域を指すものとする）に注目して、出羽国の構造を考えたい。

三、南出羽からみた出羽国

古代の東北地方の経営において、軍事的な財源を確保することは不可欠であった。たとえば『類聚国史』巻八十三、正税、弘仁四年（八一三）九月丙子条には、「勅、辺要之地、外寇是防、不虞之儲、以糧為重。（中略）宜_下陸奥・出羽両国公廩、混_上合正税」、毎年相換、給_中於信濃・越後二国_上。」とあるように、陸奥・出羽の軍糧財源である正税稲の減少を公廩稲との混合で補い、国司らの俸禄の財源たる公廩利稲は信濃・越後の二国に交代で負担させる措置が取られている。また、出羽国の健児糧は出挙利稲を充てるものとされており²⁰、軍糧はその国の財源を充てる原則となっている。

こうした財源の前提には、生産の展開も不可欠であるが、その点について確認すると、『類聚国史』巻八十三、免租税、延暦十一年（七九二）十一月己卯条に、「永免_三出羽国平鹿・最上・置賜三郡狄田租_一。」とあるように、服属した蝦夷も含めた農業生産の展開を見て

取ることができる。また、『類聚三代格』巻十五、墾田并佃事、弘仁二年正月二十九日官符には、陸奥・出羽両国の百姓墾田について、「件国開田者、雖_レ無_二公驗_一特蒙_三聽許_一、又依_三天平十五年五月廿七日格_一、任為_三私財_一永年莫_レ取。」と、陸奥・出羽における、公驗を得ないままでの開墾の許容と、墾田永年私財法の適用が制されている。このように八世紀末以降の出羽国において、農業生産の拡大が政策的に展開されてゆく様子を確認できる。秋田城出土の荷札木簡についても、「山方郷」という最上郡の郷名のみならず、「(秋田郡)広面郷」からの調、「平鹿郡」からの糶など²¹、秋田県域からの貢進物の存在が確認され、出羽国全体における支配の展開を見て取ることができよう。

しかしその一方で、『続日本紀』延暦二年六月丙午朔条には、「出羽国言、宝龜十一年、雄勝・平鹿二郡百姓、為_レ賊所略、各失_三本業_一、彫弊殊甚。」とあるように、雄勝郡・平鹿郡という賊地に近い地域では、安定した農業生産が困難であるという現実も存在した。このことからすれば、賊地から離れた、前線ではない南出羽の存在が、出羽国経営に重要な役割を果たしたであろうことが想定される。

そこで引き続き、南出羽の中でも特に内陸部の出土文字資料を取り上げながら、九世紀以降の南出羽について検討したい。

まずは、古志田東遺跡（米沢市）についてみておきたい。九世紀初頭く前半頃に成立し、同末頃まで存続した、船着場・厩などを備えた豪族居館と考えられている²²。同遺跡出土の2号木簡には、

・「_一 〇田人廿九人 九人 女廿人 又卅九人 男八人 女卅一人

とみえ、田人を動員した農業生産の様子が見て取られる。平川南氏は、在地有力者層の拠点として、多数の労働力を徴発した農業経営・大規模事業の様子がみえると指摘されている²³⁾。このように九世紀以降の南出羽において、労働力を差配する地域有力者の生長が窺える。田人の動員に関しては、石川県津幡町の加茂遺跡出土の榜示札木簡に「禁制田夫任意喫魚酒状」とみられるように九世紀代における魚酒型労働の展開との関係が想定されるが、「田人」銘が記された土器は、山形県域では寒河江市の寒河江城跡や、秋田県側では秋田城から「田人」がみえている²⁴⁾。きわめて雑駁な理解ではあるが、国府からも遠く離れた寒河江市や米沢市といった南出羽での出土事例は、この地域の安定性を物語るともいえよう。

もう一点、九世紀にかかる集落跡とみられる熊野台遺跡（河北町）から出土した大甕に、「大刀自」との刻書がみられる²⁵⁾。大刀自については、『播磨国風土記』揖保郡飯盛山条に、「讃伎国宇達郡飯神之妾、名曰飯盛大刀自」とあるように女性に対する尊称である。類似の例として、福島県いわき市荒田目条里遺跡出土郡符木簡の「里刀自」から、里長の妻として各戸の構成員を的確に把握して農業経営に力を発揮した里刀自の存在が指摘されているが²⁶⁾、熊野台遺跡の「大刀自」からも地域の有力者の妻の存在を想定できよう。

このような有力者が生長する中、それらを官人身分に編成してゆく動向も見出せる。

山形市の今塚遺跡では、調査範囲の中央にあたるA区の溝SD377から「仁寿参年」（八五三）の年紀を記した符式とみられる木簡や、「田宅」などの墨書土器、河川跡SG200から「調所」、「田

宅」などの墨書土器、また西側のB区の溝SD625からも「一麗」など多数の墨書土器が出土している。遺構としては総柱建物（倉庫）、長舎建物が検出されていることから、役所的な機能を備えた集落、或いは祭祀関連の集落²⁷⁾、また、一般的な郡倉よりは下位レベルで穀類を収納した役所的な機能を備えた官人層の集落²⁸⁾といった想定がなされている。

このうちSD377から出土した赤焼土器に、体部外面に戯画・三体の人物像、体部内面に「一等書生伴」、「書生丈部」などの墨書を持つものがある（図1）。また体部内面には少なくとももう一文字判読できそうな文字がある。これについて土器を実見するかぎり、部首は「ようへん」（彡）と見てよい（図2）。また、旁は筆の入り

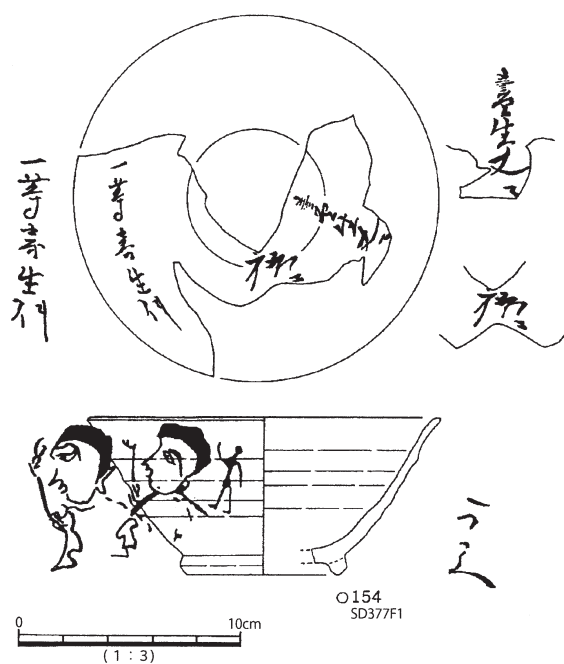


図1 今塚遺跡出土墨書土器実測図(註(28)植松氏論文より)

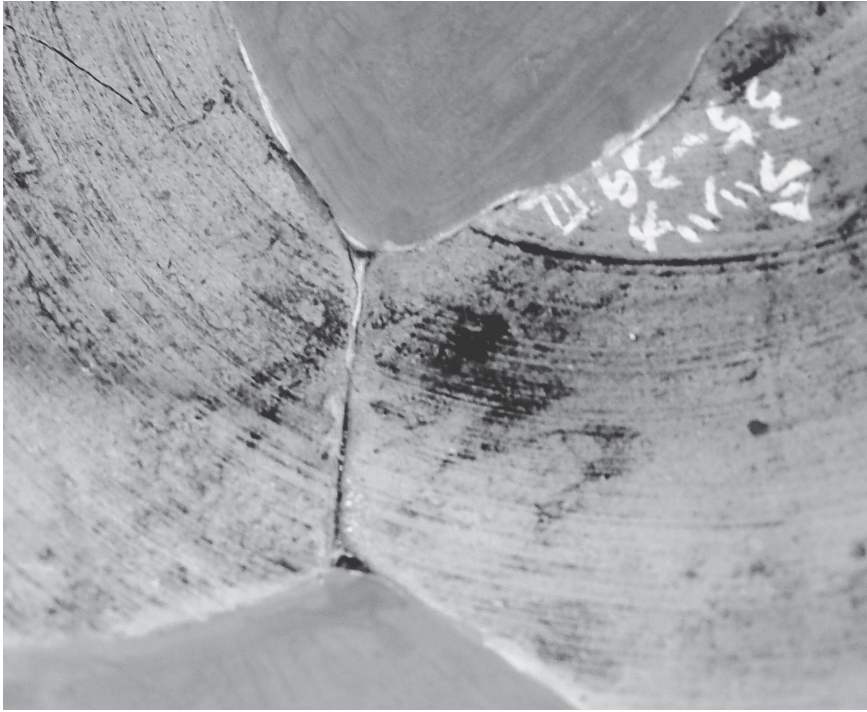


図2 同墨書土器接写（山形県教育委員会所蔵。筆者撮影・コントラスト調整）

始めがやや複雑な様相を呈しており、最後はひらがなの「ち」状に撥ねて筆を終えている。奈良文化財研究所編『改訂新版 日本古代木簡字典』（八木書店、二〇一三年）から比較的近い字形を掲出したが（図3）。いずれも平城宮出土木簡。奈良文化財研究所蔵、「郷」

と判読して差し支えないと考える。

九世紀の郷について『類聚三代格』巻

六、公糧事、弘仁十

三年（八二二）閏九月二十日官符にみえる、地方における雑任の一覧を挙げておく。

（前略）

郡書生（大郡八人 上郡六人 中郡四人 下郡三人） 毎郡案主二人 鑑取二人

税長（正倉官舎院別三人）

徴税丁（郷別二人） 調長（二人） 服長（郷別一人）

庸長（郷別一人） 庸米長（郷別一人）

駟使（大郡十五人 上郡十二人 中郡十人 下郡八人）

厨長一人 駟使五十人 器作二人 造紙丁二人

採松丁一人 炭焼丁一人 採藁丁二人 藪丁三人

（後略）²⁹⁾

これら郡雑任のうち書生については、郡別に設定され郡衙で活動しつつ、文書の勘造（田地の勘定、巻文の作成）のために時々各地域に派遣されたとみられ³⁰⁾、本墨書土器の書生も、郡から派遣されて今塚遺跡で何らかの執務を行っていた可能性が考えられる。郷レベルでも、郡務の一貫としての貢進荷札などが作成されていたとの指摘もあるように³¹⁾、郡司の出先機関は徴税の最前線であった。今塚遺跡については、徴税との関係を示す文字資料としてはさきの「調

平_宮02182

平_宮02835

平_宮03069

図3 「郷」の字体例

所「田宅」などがあり、弘仁十三年官符の調長との関係も窺わせる。このように今塚遺跡について、郡務の一端を担う郷レベルの施設との関係を想定する余地は十分であろう³²⁾。

そこで、書生について確認しておく。書生は、国・郡いずれの場合も、書生には一般的に郡司子弟や外散位をはじめとした在地の有力者層の任用が想定される。この墨書土器にみえる伴・丈部ともに、今塚遺跡からは他にも墨書時が出土しているが、周辺地域における分布についてもみておきたい³³⁾。

まず、最上郡における伴氏については、伴部道成ら〔『続日本後紀』承和十一年（八四四）七月甲申条³⁴⁾〕、伴貞道〔『日本三代実録』元慶二年（八七八）六月七日辛未条〕などの存在を見て取ることができる。出土文字資料からも、県内の広範囲から、「伴」「大伴」と記した墨書土器が出土しており、今塚遺跡のある最上郡でも、今塚のほか、向河原遺跡（山形市）、寒河江城跡（□〔仟カ伴カ〕）（寒河江市）などからの出土例があり³⁵⁾、この地域への伴氏の分布が確認できる。とりわけ元慶二年条の伴貞道は、最上郡擬大領であり、この地域の郡領層であった可能性も想定できる。

また丈部氏について、文献史料からは出羽国における存在は確認できないものの、山形県域広範囲から墨書土器「丈」などが出土しており、最上郡では今塚以外に、境田C・D遺跡・梅野木前1遺跡・石田遺跡（山形市）、三条遺跡（「丈部玉」「丈」）・高瀬山遺跡（寒河江市）などの出土例がある³⁶⁾。

このように伴氏・丈部氏ともに、最上郡などに展開していた氏族とみて差支えなく、これらの出羽国に展開した氏族を官人制に取り

込んで支配が展開していたと考えられる。またこうした郡雑任のうち、特に税長などには填納義務もあつたことからある程度の財力を備えていたことも任用の条件であつたとみられ³⁷⁾、前述した在地有力者などが雑任に編成されたことも推測できよう。

いささか推測も交えたが、南出羽は、日本海側にある国府や出羽柵といった支配拠点の背後を固める、安定した生産地帯としての性格を有していたとみられる³⁸⁾。陸奥・出羽においては、「蝦夷の地への支配領域拡大の事業は、南の地域の律令制支配から得られる人と物資をつぎ込むことによつて実現された」との指摘があるが³⁹⁾、そうしたあり方が出羽国においても具体的に確認できるとともに、内陸部における在地有力者の生長や、それらを取り込んだ支配機構の展開をも促していったものとみられる。

四、律令官人制と出羽国人

本章では、出羽国人と律令官人制の関わり方から、出羽国と陸奥国との差異について具体的に検討したい。

『延喜式』主税上21、地子条には、諸国の地子の使途が規定されている。

凡五畿内、伊賀等国地子、混_三合正税。其陸奥充_三儲備并鎮兵糧_一。出羽狄_三狄_一。大宰所管諸国、充_三対馬島司公廨_一之外、交_三易輕貨_一、送_三太政官厨_一。（後略）

この中で注目したいのは、陸奥国の地子は「儲備并鎮兵糧」と軍事的な備えに充てるよう規定されているのに対し、出羽国では「狄_三狄_一」

すなわち蝦夷への禄に充てるよう規定されている点である。古代の東北地方においては、『類聚三代格』巻二、造仏々名事、貞観十八年（八七六）六月十九日官符所引、同十四年三月三十日鎮守府解に、陸奥鎮守府における、正月・五月節の夷俘の供応がみえることから、支配の展開において饗応や賜禄が不可欠であったことが窺える。このことは、朝貢とそれに対する賜禄（回賜）が交易的な性格を持ち、中央の朝廷や地方官衙における朝貢が、贈与交換の場となったこと⁴⁰と対応しよう。

ただし、『類聚国史』巻一九〇、俘囚、延暦十一年（七九二）正月丙寅条には、「夷狄之性、虚言不実。常称帰服、唯利是求。自今以後、有夷使者、勿加常賜。」とあって、陸奥国では回賜品を求めざるばかりとなり、制限の対象ともされている様子が見取られる。一方、近い時期の出羽国では『日本後紀』延暦十八年三月壬子条に、「停出羽国山夷禄。不論山夷・田夷、簡有功者賜焉。」とあるように、山夷のみを対象とした禄は停止されているが、全体としては山夷・田夷の有功者への賜禄という形に整備されている。また、『類聚三代格』巻十八、夷俘并外蕃人事、貞観十七年（八七五）五月十五日官符には、

太政官符

応定給狄徒年料禄狭布一万端事

右得出羽国解稱、檢案内、從貞観六年以降、正税帳所立用過給狄禄、狭布二万五千六百九端、具録載不与前守安倍朝臣比高解由状、進官已畢。厥後国吏等依例給饗行禄。而歸來狄徒每年数千、過給之数及三万三千六百端。今以有

定之禄、給無限之徒、人衆物寡、溪谿難填。夫夷狄為性、無遵教諭、畜对恩賞、纒和野心。望請、准先例被定年料一万三千六十端。然則所司不勞勤出、国吏無煩遷替。謹請官裁者。右大臣宣、奉勅、宜以一万端定為年料。若調狭布不足、以正税買充。但過行以国司公廩填納。立為恒例。

貞観十七年五月十五日

とみえるように、貞観六年以降、狄禄が増加していたらしい^①。さらに毎年数千の狄徒がやってくる中^②、禄は「野心」を和らげる役割を果たしたことも見える^③。ただ、この貞観十七年に禄の財源を減額したことが蝦夷の不满を噴出させ、元慶の乱の一因となった可能性も指摘されている^④。

元慶の乱の原因については、『藤原保則伝』に「又権門子、年来求善馬良鷹者、猥聚如雲。辺民愚朴、無知告訴。唯随其求、不煩費。」とみえることから、蝦夷社会に破壊的な影響を与える略奪的交易であるとの理解が古くからなされているが^⑤、近年では、国司による出挙の不正、労役・貢納物の増徴などの苛政も指摘されている^⑥。国司に原因を求めるとすると、改めて注目されるのは、貞観十七年官符では傍線④のように、超過して賜う狄禄は公廩で補填するよう定められている点である。すなわち国司の裁量によって狄禄が左右される可能性が生じたものといえる。また、『類聚三代格』巻十九、禁制事、延暦六年正月二十一日官符には「如聞、王臣及国司等争買狄馬及俘奴婢」のような、国司の交易への関与もみえる。これらの諸点に鑑み、国司を中心とした、交易や賜禄をめぐる諸問

題が、元慶の乱の原因として重層的に存在したものと理解したい。

そこで元慶の乱の経緯に目を向けると、『日本三代実録』元慶二年（八七八）三月二十九日乙丑晦条に、

出羽国守正五位下藤原朝臣興世飛駟上奏、夷俘叛乱。（中略）勅符曰、得彼国今月十七日奏状、既知。夷虜悖逆、攻燒城邑。大羊狂心、暴惡為性。不加追討、何有懲艾。事須量発精兵、扼其喉咽。但時在農要、人事耕種。若多動衆、恐妨民務。夫上兵伐謀、良將不戰。巧設方略、以安辺民。亦别有勅符、下陸奥国。若当国之兵力不足制者、早告陸奥、令其赴救。（後略）

と、乱勃発にあたり、陸奥への援兵を指示しつつも、極力戦闘を伴わない方法での鎮圧を指示していることが留意される。『藤原保則伝』にも、「若教以義方、示以威信、播我德音、変彼野心、不用三尺兵、大寇自平。昭宣公曰、善。公亦曰、今当以恩信化服夷狄。」と、「義方」「德音」「恩信」による懐柔を上策とする見解が示されている。

こうした懐柔を上策とする方針は、前掲の元慶二年三月の勅符の中で是要月であるためとされているが、実際には当時の出羽国の軍備が満足に戦える状態になかったように④実情に即したものとみられる。ただこの後、『日本三代実録』元慶二年八月四日丁卯条には、「送致綵帛一百冊定於出羽国、班禄俘囚」。又令越中・越後兩國、各送米一千斛、以充軍糧。」とみえる。この直後から戦局は好転し始めるが、それに先立つて軍糧とともに俘囚の禄に充てる綵帛を出羽国に送ったことは注意される。すなわち当時の出羽国における戦

局を左右するものとして、軍糧と禄は同等の位置づけであったと評価できる。さらに元慶の乱後においても、禄は出羽国において大きな影響力を持っていた。『同』元慶四年二月十七日辛丑条には、

是日、正五位下守右中弁兼行出羽権守藤原朝臣保則、飛駟奏曰、
（中略）又夷俘賜饗之日、多以他死亡位記、自称其姓名、貪預賜禄。奥雄責取死亡位記一百六枚。
とあつて、夷俘を饗応する際に、死亡した他者の位記を持参して禄に与ろうとした者が相当数存在したと記されている。このように出羽国では、貞観初年ごろから元慶の乱後にいたるまで、一貫して禄が大きな存在感を持っていたものと指摘できる。

こうしたあり方は八世紀前半に遡り、『続日本紀』養老七年（七十二）九月己卯条には、

出羽国司正六位上多治比真人家直言、蝦夷等惣五十二人、功効已顕、酬賞未霑。仰頭引領、久望天恩。伏惟、芳餌之末、必繫深淵之魚、重禄之下、必致忠節之臣。今夷狄愚闇、始趁奔命。久不撫慰、恐二解散。仍具状請裁。有勅、隨彼勲績、並加賞爵。

と、出羽国司が「賞爵」によつて蝦夷をつなぎとめる必要を奏上しており、この当時から叙位や賜物が支配に機能していたと考えられる。

以上のように出羽国の安定において、狄・俘囚への禄は必要不可欠な存在であった。その背景には、出羽国が八世紀の早い時期から渡嶋蝦夷との交易の場であつたように④、交易が基底となる地域であつたという地域的な性格が存在したものと考える。こうした背景

により、朝貢―賜禄が支配の展開において陸奥以上に重要であった。そして、朝貢の場への参加資格の一つとして、蝦夷にとつての位階の重要性を高め、官人制を中心とした律令制の展開を促したものと考えたい。

おわりに

以上雑駁ながら、出羽国の地域的特質について検討を加えてきた。細かくは繰り返さないが、出羽国は成立の経緯からも複数の性格の異なる地域を含みこんでおり、秋田県域を中心として不安定な地域もありつつ、背後には支配の安定した生産地域としての南出羽を擁する構造となっていた。また早くから交易の場であったこともあり、軍事的支配よりも賜禄による懐柔や交易による接触到大きな比重が置かれていた。こうした点が陸奥国とは異なる、出羽国に固有の状況といえる。

さて、『儀式』十二月大饗には、以下のような一節がみえる。

四方之堺、東方陸奥、西方遠値嘉、南方土左、北方佐渡（与里乎知能所（乎）、奈（牟）多知疫鬼之住（加登）定賜（比）行賜（氏）、

当時の国土観として、陸奥は東方の堺であるが、北方の堺は佐渡とされている。このことからすると、九世紀の出羽は境界とは認識されていないとも評価できる。

「はじめに」で触れた「東辺北辺、謂陸奥出羽等国也。」という古記の逸文がある関市令6弓箭条は、交易に関わる規定である。蝦夷

と堺を接し、渡嶋や渤海といった地域との交易の場であった出羽国⁴⁶は化外との接点であった⁴⁷。元慶の乱後には、戦乱による交易停止という経緯によつて秋田城との関係によらない交易が模索され、北海道と本州北部の在地勢力の結合が強化されたとの指摘もあるように⁴⁸、本質的に出羽国は、外部と堺を接する辺境である。ただ、陸奥国とは異なる固有の状況下で比較的安定して支配が進められた出羽国は、律令条文の中で扱っても軽く、九世紀初頭の国家の觀念において辺境という位置づけが薄れていった可能性も考えられる。『藤原保則伝』には、藤原基経の認識として「蝦夷内附以来、欲漸二百年。畏服朝威、無有寇逆。」との言を載せるが、こうした表現が、律令国家からみた出羽国の認識を端的に示しているのではないかと見通しつつ、擱筆する。

註

- (1) 永田英明「出羽国の東山道移管と陸奥按察使」（『日本歴史』八一、二〇一五年）。
- (2) 三上喜孝「古代出羽国の形成と諸段階―交流・交通の視点から―」（『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』創刊号、二〇〇五年）。
- (3) 熊谷公男「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」（『国立歴史民俗博物館研究報告』八四、二〇〇〇年）。
- (4) 吉田敏「南奥羽国郡制の変遷」（入間田宣夫監修、熊谷公男・柳原敏昭編『講座東北の歴史 第三巻 境界と自他の認識』清文堂出版、二〇一三年）。
- (5) 鈴木拓也「古代出羽国の軍制」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年。初出一九九二年）。

- (6) 移管の時期について、中村太一氏は天平十一年頃とされ(中村太一「陸奥・出羽地域における古代駅路とその変遷」『国史学』一七九、二〇〇三年)、永田英明氏は、養老五年の後半ごろとされる(永田氏前掲註(1)論文)。
- (7) 永田氏前掲註(1)論文。
- (8) また、最上郡阿蘇郷(下野国安蘇郡)、同芳賀郷(下野国芳賀郡)など、下野などからの移配民の存在を窺わせる郡名もみえる。
- (9) 渡部育子「七・八世紀の庄内と秋田」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八四、二〇〇〇年)。
- (10) 議論の詳細は、今泉隆雄「秋田城の初歩的考察」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年。初出一九九五年)を参照されたい。
- (11) なお、越後の城柵としては、威奈大村骨蔵器銘に、慶雲二年に「越後城司」、同四年「越城」の存在が見え、新潟県の八幡林遺跡出土の「養老」と記した木簡に、「沼垂城」とみえることから、沼垂柵の存在が想定される。本木簡については、和島村教育委員会『八幡林遺跡』(和島村文化財調査報告書第一集、一九九二年)参照。
- (12) ただし、主税上116諸国運漕功賃条には出羽の海路についての規定が見えず、留保を要する部分もある。
- (13) 『続日本紀』養老五年八月癸巳条には、「出羽隸 二陸奥按察使 一」とあることから、この太政官奏の対象範囲には出羽も含まれていたと考えられる。
- (14) 土田直鎮「石城石背両国建置沿革余考」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年。初出一九五二年)。
- (15) 田中広明「腰帯の語る古代の官人社会」(『地方の豪族と古代の官人—考古学が解く古代社会の権力構造』柏書房、二〇〇三年)。
- (16) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(今泉氏前掲註(10)書。初出一九八六年)。
- (17) 当該史料については、西本昌弘「奈良時代の正月節会について」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年。初出一九九四年)も参照のこと。
- (18) 河原梓水「九世紀における蝦夷の宮殿儀式参加とその意義」(『立命館文学』六二四、二〇一二年)。
- (19) 熊田亮介「蝦夷と蝦狄」(『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (20) 『類聚三代格』巻六、公粮事、弘仁五年正月十五日官符。『延喜式』民部上45。
- (21) いずれも『木簡研究』二九、二〇〇七年。
- (22) 米沢市教育委員会『古志田東遺跡』(米沢市埋蔵文化財調査報告書七三、二〇〇一年)。
- (23) 平川南「古志田東遺跡出土の木簡」(前掲註(22)『古志田東遺跡』)。
- (24) 寒河江市教育委員会『寒河江城跡発掘調査報告書—二の丸総持寺跡—』(山形県寒河江市埋蔵文化財発掘調査報告書第三〇集、二〇〇八年)、秋田城跡発掘調査事務所『平成元年度秋田城跡発掘調査概報』(一九九〇年)。
- (25) 山形県教育委員会『熊野台遺跡発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財発掘調査報告書三一、一九八〇年)。
- (26) 平川南「里長」と「里刀自」(『律令国郡里制の実像』下(吉川弘文館、二〇一四年。初出二〇一三年)。
- (27) 山形県埋蔵文化財センター「今塚遺跡発掘調査報告書」(山形県埋蔵文化財センター調査報告書七、一九九四年)。
- (28) 植松暁彦「今塚遺跡の再検討とその性格について」(『山形県埋蔵文化財センター 研究紀要』創刊号、二〇〇三年)。
- (29) 本文については、吉田孝「雑徭制の展開過程」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)の校訂による。
- (30) 西山良平「郡雑任」の機能と性格」(『日本史研究』二三四、一九八二年)。
- (31) 森公章「郡雑任と郡務の遂行」(『地方木簡と郡家の機構』同成社、二〇〇九年。初出二〇〇三年)。
- (32) なお今塚遺跡出土の一号木簡は、「仁寿参年六月三日」の年紀と「カ□□部『人雄』」の記載があり(釈文は、『木簡研究』一六号による)、符式の木簡とみられている。上記の検討からすると、郡符木簡の可能性も考えられるが、後考に俟ちたい。
- (33) 出羽国の氏族については、北村優季「律令国家と出羽国」(『山形考古』六一、一九九七年)、村上彰「出土木簡より見た古代出羽国の豪

族」(『山形大学史学論集』一七、一九九七年)により、柵戸など移住勢力の定着が顕著であることが明らかにされている。以下では、明治大学古代学研究所「全国墨書・刻土器 文字瓦横断検索データベース」<http://www.kisc.meiji.ac.jp/meikodai/bokusyovDB.html>

の成果も踏まえて分布を再確認する。以下、報告書の記載頁等は紙幅の関係から割愛したので、こちらのデータベースも参照されたい。

(34) ただし、同日条において吉弥侯に改賜姓されている。

(35) 山形県埋蔵文化財センター『向河原遺跡第5・6次発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書第一四一集、二〇〇五年)、前掲註24)『寒河江城跡』。

(36) 山形県教育委員会『境田C・D遺跡発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財調査報告書第七六集、一九八四年)、山形県埋蔵文化財センター『梅野木前1遺跡発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書第一六〇集、二〇〇七年)、同『石田遺跡発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書第一二二集、二〇〇四年)、同『三条遺跡第2・3次発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書第九三集、二〇〇一年)、同『高瀬山遺跡(日〇地区)発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書第一四五集、二〇〇五年)。

(37) 森前掲註(31)論文。

(38) 今回は触れ得なかったが、田川郡から狄糞料の甘葛が貢進された可能性を示す木簡が秋田城で出土しており(『木簡研究』二九一―一五六頁。鐘江宏之「書評 平川南著『古代地方木簡の研究』、『木簡研究』二二六、二〇〇四年)、南出羽の日本海側においても同様の傾向を指摘できる可能性がある。

(39) 今泉氏前掲註(10)論文。また、こうした支配の安定した最上・置賜二郡を移管することによって、庄内地方の出羽柵に集中的に移民を進めたとの指摘もある(吉田氏前掲註(4)論文)。

(40) 今泉氏前掲註(16)論文。

(41) 中村英重「渡島蝦夷の朝貢と交易」(木本好信編『古代の東北―歴史と民俗―』高科書店、一九八九年)。なお、当該官符については、熊田亮介「二元慶の乱」覚書(熊田氏前掲註(19)書。初出一九九一年)の、

「年料」分で狄禄支給を行い、「正税」による「過給」はしないことを示したものとする理解もある。

(42) 大石直正「中世の黎明」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年)。

(43) 熊谷公男「二元慶の乱と北方蝦夷集団」(鈴木拓也編『東北の古代史4 三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館、二〇一六年)。

(44) 『日本三代実録』元慶三年三月二日壬辰条に、「凡当国可有兵士鎮兵千六百五十人。而承前国司、无置一人。今計諸国見留之兵、未及当土例兵之数。」とある。

(45) 関口明「渡嶋蝦夷と毛皮交易」(『古代東北の蝦夷と北海道』吉川弘文館、二〇〇三年。初出一九八七年)。

(46) 秋田城における渤海との交易については、熊谷公男「秋田城の成立・展開とその特質」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七九、二〇一三年)を参照。

(47) なお、三上喜孝氏は、九世紀以降に日本海側諸国で四天王法が修されて国土の境界意識が醸成されたと指摘され(『古代の辺要国と四天王法』、『山形大学歴史・地理・人類学論集』五、二〇〇四年)。「古代の辺要国と四天王法」についての補論、『山形大学歴史・地理・人類学論集』六、二〇〇五年)、新羅との緊張が高まる光仁・桓武朝がその画期とされる(光仁・桓武朝の国土意識)(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七)。

(48) 葦島栄紀「古代日本と北海道・東北北部の交易・交流」(『もの』)と交易の古代北方史―奈良・平安日本と北海道・アイヌ―(勉誠出版、二〇一五年)。

【付記】本稿は、山形大学人文学部独自の・萌芽的研究支援経費(研究課題「交易の視点からみた律令官人制の研究」)による成果の一部である。今塚遺跡出土遺物の調査および画像の使用にあたっては山形県埋蔵文化財センターの、『改訂新版 日本古代木簡字典』の画像使用にあたっては奈良文化財研究所ならびに八木書店の、ご高配をそれぞれ賜った。記して感謝申し上げます。